

2. EU 主要国における出生率向上のための施策の概要、企業負担の概要

(1) 出生率向上のための施策の概要

出生率向上のための施策は、大きく分けて、「有子家庭に対する経済支援」と、「仕事と家庭（子育て）の両立支援」の2つに分類される⁶⁸。経済支援としては、児童手当等の支給や保育費等の税額控除があげられる。一方、両立支援としては、保育サービス、出産休暇・育児休暇制度等の社会環境の整備があげられる。

EU 諸国では「Reconciliation between work and family life (responsibilities)」というスローガンの下で、仕事と家庭を両立しやすい社会環境の整備が積極的に進められている⁶⁹。WLB（ワーク・ライフ・バランス）政策として総称されるが、仕事と家庭の両立支援が主となっている。ただし、出生率等を巡る状況が各国で異なるため、必ずしも出生率の向上がその主目的となっているわけではなく、男女平等の実現等、幅広い目的となっている。例えば、ドイツについては、日本と同様に出生率が低いため、出生率の向上が主な目的となっている。一方、フランスやスウェーデン等については、出生率が高い水準にあるため、労働環境の整備が主目的となっている。また近年では、有子家庭への支援のみを対象とするのではなく、それ以外の独身者等も広く対象とすべきと考えられるようになってきている。

欧州委員会は、WLB について「職業政策、プライベートな生活及び家族生活のバランスを取る政策は、男女両方の生活の質を改善し、とりわけ女性の労働市場への参加を増やし、また人口の高齢化に対応するうえでも重要な要素である」とした上で、WLB の改善を、欧州の成長戦略および雇用戦略の中核をなすものと位置付けている⁷⁰。

なおドイツにおいては、従来、子育ては母親が担うべきとの規範があったこともあり、有子家庭に対する経済支援に重点が置かれてきた。こうした規範意識は、特に旧西ドイツ地域において強く、旧西ドイツ地域では保育施設が比較的少ない等といった点にも表れている。しかし、社会民主党（SPD）とキリスト教民主・社会同盟（CDU/CDU）の大連立の第二次シュレーダー政権以降、職業と家庭の両立支援にシフトしており、メルケル政権においてもその方針が引き継がれている。

①経済支援

1) 児童手当

代表的な有子家庭に対する経済支援である児童手当については、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンでは、以下の通りとなっている。

支給額については、上記 4 カ国以外の EU 諸国においても、子供の数に応じて変動す

⁶⁸出所：Hecht, J. & Leridon, H. (1993) “Fertility Policies: A Limited Influence”

⁶⁹出所：福田亘孝（2003）「子育て支援政策の国際比較：日本とヨーロッパ」人口問題研究

⁷⁰出所：独立行政法人労働政策研究・研修機構（2011）「海外ではワーク・ライフ・バランスをどう支援しているかーフランス・ドイツ・スウェーデン・イギリス・アメリカの支援策比較」

る方式が多い。また、支給額が世帯収入に依存しない場合が多いが、イタリア等では世帯収入に反比例するようになっている。なおイギリスでは、両親の所得によらず一定額を支給していたが、2013年より所得に応じて児童手当に対して課税することになっている。

図表 EU 主要国における児童手当

	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
支給額 (月額)	第一子：81.2£ 第二子以降： 53.6£	第一子・第二子： 184€ 第三子：190€ 第四子以降：215€	第二子：123.92€ 第三子以降：158.78€ ※年齢による加算（11 歳以上 34.86€、16 歳 以上 61.96€）	子供一人につき： 950SEK ※多子割増手当が、 子供の数が増えるに したがって加算され る
支給 年齢	16 歳未満 就学している場合 は 19 歳未満	18 歳未満 職業教育中であれば 25 歳未満	20 歳未満	16 歳未満 就学している場合は 20 歳未満

(注) イギリスは 2013 年時点の制度である。両親の所得のうち高い額が 5 万 £ を超える場合には、超過額 100 £ ごとに児童手当の 1% 相当額ずつ課税する。当該所得が 6 万 £ を超える場合には、課税額は児童手当の 100% 相当額となる。

(出所) 国立国会図書館調査及び立法考査局海外立法情報調査室 (2012) 「海外の立法【イギリス】2012 年度予算」、齋藤純子 (2010) 「ドイツの児童手当と新しい家族政策」、国立国会図書館調査及び立法考査局厚生労働委員会調査室 (2010) 「フランス及びドイツにおける家族政策」、国立国会図書館調査及び立法考査局社会労働調査室 (2011) 「スウェーデンの子育て支援策」

②子育てと仕事の両立支援

1) 出産休暇

1992 年に欧州理事会によって採択された、妊娠中の労働者に関する指令 (Directive 92/85/EEC - pregnant workers) では、妊娠中の労働者に対して、出産前の 2 週間を含む 14 週間の産休を提供することを要請している。これに基づき EU 各国では、出産休暇制度を整備している。ただし、休暇中の賃金補償については、特に規定はなく、各国の制度にばらつきがある状況である。EU 主要国における出産休暇の期間及び賃金補償は、以下の通りとなっている。

図表 EU 主要国における出産休暇の期間と賃金補償

	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
期間	52 週間	14 週間	16 週間	14 週間
賃金 補償	平均所得の 90% (6 週間) 117.18€ (33 週 間) なし (13 週間)	平均所得の 100%	平均所得の 100% ※月額 2,682€ を上限 とする	平均所得の 80% (50 日 間) ※雇用されていない・所 得が低い場合は月額 180SKE

(出所) Council of Europe Family Policy Database (2009 年 4 月更新)

福田亘孝 (2003) 「人口問題研究 子育て支援の国際比較：日本とヨーロッパ」

2) 育児休暇

1996 に欧州理事会によって採択された、育児休暇（両親休暇）に関する指令（Directive 96/34/EC – parental leave）では、子供の世話をするために被雇用者に対して、最低 3 カ月の育児休暇（Parental Leave）を提供することを要請している。これに基づき、EU 各国では、育児休暇制度を整備している。ただし、休暇の期間や休暇中の賃金補償については、各国の制度にばらつきがある状況である。EU 主要国における育児休暇の期間及び賃金補償は、以下の通りとなっている。

図表 EU 主要国における育児休暇の期間と賃金補償

	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
期間	13 週間 1 年につき 4 週間 まで	3 年	6 か月 12 か月（第二子以 降）	18 か月
賃金 補償	なし	平均所得の 67% （12 カ月間） ※低所得の場合、 率が増加	月額 530€ 月額 759€（子供が 三人以上の場合）	給与の 80%（13 カ 月） 一定額（3 カ月） なし（2 カ月）

（出所）Council of Europe Family Policy Database（2009 年 4 月更新）

福田亘孝（2003）「人口問題研究 子育て支援の国際比較：日本とヨーロッパ」

（2）出生率向上のための企業負担の概要

先述のとおり、出生率の向上については、WLB の向上といった広範囲の概念に包括されて対応がとられている。ただし、各国で出生率等を巡る状況が異なるため、必ずしも出生率の向上が WLB 政策の主目的となっているわけではないことに留意が必要である。

WLB 政策については、基本的には政府がイニシアティブをとっているが、企業の自主的な取組が重要な役割を果たしており、政府からの助成金等が一部支給される場合もあるが、企業の負担となっている場合も多い。例えば、ドイツでは、育児休暇を 3 年間まで延長することができるが、その後の復帰のための教育は、企業の負担で行われている。企業としても、従業員の WLB を確保することで、優秀な人材の確保、企業の信頼やイメージの向上、業績の向上等のメリットがあると考えられている。

以降では、企業の自主的な取組の例として、政府が助成金や認定・表彰といった形で支援しているものを紹介する。

図表 企業の自主的な取組の例

取組の例	概要
企業内保育所の設置・運営	ドイツやフランスにおいては、企業内保育所の設置や運営に対して助成金等の経済的支援が行われている。フランスについては、2008年現在、全国で242の企業内保育所が存在し、保育所に入所している全児童の約7%に当たる1万5,000人以上の児童が企業内保育所で受け入れられている。ドイツについては、企業内託児施設設置後の2年間は、年間6,000€を上限として、運営費の50%が支給されている。
追加的な補助・手当の提供	ドイツ、フランス、イギリスにおいては、企業が子供を持つ従業員に対して追加的な保育費用補助手当等を支給する等、費用をかけた場合、それにかかる部分について、税制優遇措置を提供している。
男女平等の確保に向けた取組	ドイツ、フランス、イギリスにおいては、男女均等に向けて優れた取り組みを行っている企業に対して、認定や表彰が行われている。ドイツにおいては、家族省と企業や労使団体が連携し、「TEQ 協会」を設立し、この機関が認定を行っている。WTBの促進に限定されているわけではないが、WTBの向上に寄与している。この他にも家族省では企業認定やコンテストを実施している。またフランスにおいては、Afnor Certification という認定機関が定める認定委員会（政府代表、労組代表、子育て支援機関代表で構成）によって認定されている。

（出所）労働政策研究・研修機構（2011）「海外ではワーク・ライフ・バランスをどう支援しているかーフランス・ドイツ・スウェーデン・イギリス・アメリカの支援策比較」、大重光太郎（2009）「ドイツにおけるワーク・ライフ・バランスー政策枠組みと企業レベルでの取り組みの特徴ー」等をもとに整理した。